

No	発電所名	該当条文	対象欄	補正前（赤字：補正候補）	補正案（赤字：補正候補）	補正理由
1	敦賀	変更理由	変更理由	2. 変更の理由 (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴うもの	2. 変更の理由 (1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更	記載の適正化
2	敦1	第2章 品質保証	第3条	変更後 1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、…(略)…「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する事項」及び「同規則の解釈」(以下「品質規則」という。)に従った…(略)	1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、…(略)…「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質規則」という。)に従った…(略)	記載の適正化 (法令名称の適正化)
3	敦2	第2章 品質保証	第203条	変更前 変更後 3. 定義 (2) 実施部門 発電所の保安に関する組織のうち、発電管理室、安全室、地域共生・広報室、総務室（本店）、経理・資材室、開発計画室及び発電所をいう…(略) (4) PWR事業者協議会 国内PWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう（以下、本条及び第328条（保守管理計画）において同じ。）。	3. 定義 (2) 実施部門 発電所の保安に関する組織のうち、発電管理室、安全室、地域共生・広報室、総務室（本店）、経理・資材室、廃止措置プロジェクト推進室、開発計画室及び発電所をいう…(略) (4) PWR事業者連絡会 国内PWRプラントの安全安定運転のために、PWRプラントを有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施、並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう（以下、本条及び第328条（保守管理計画）において同じ。）。	記載の適正化 (BWRプラントの記載となつていことから、PWRプラントの記載に修正（変更前の表現に修正））
4	東二	第2章 品質保証	第3条	変更後 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) (略) b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの、これらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) (略) b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）	記載の適正化 (“ ”、“⇒”及び“に”適正化)
5	敦2	第2章 品質保証	第203条	変更前 5.1 経営者のコミットメント e) 資源が使用できることを確実にされる。	5.1 経営者のコミットメント e) 資源が使用できることを確実にする。	記載の適正化 (変更前の表現に修正)
6	東二/ 敦賀	第2章 品質保証	第3条 第3条 第203条	変更後 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1) 社長は、安全室を担当する取締役及び審査・品質監査室長を品質マネジメントシステム管理責任者に任命する。	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1) 社長は、安全室を担当する取締役を実施部門の品質マネジメントシステム管理責任者として、審査・品質監査室長を監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。	実施部門と監査部門の管理責任者の明確化
7	東二/ 敦賀	第2章 品質保証	第3条 第3条 第203条	変更後 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、組織において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 k) 組織又は要員からの改善のための提案	5.4.1 品質目標 (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 k) 部門又は要員からの改善のための提案	記載の適正化 (部門に統一)
8	敦1	第2章 品質保証	第3条	変更後 5.4.1 品質目標 (中略) (2) 社長は、品質目標が、その達成状況の評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況の評価できる状態にあること）ものであって、かつ、品質方針との整合的なものとなるようにする。組織は、品質目標に係る事項について、「品質目標及び品質保証計画管理要項」に定め、実施する。	5.4.1 品質目標 (中略) (2) 社長は、品質目標が、その達成状況の評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況の評価できる状態にあること）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。組織は、品質目標に係る事項について、「品質目標及び品質保証計画管理要項」に定め、実施する。	記載の適正化 (記載表現の適正化)
9	東二/ 敦賀	第2章 品質保証	第4条 第3条 第203条	変更前 変更後 7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 【変更前】 (1) 組織は、一次文書、二次文書、三次文書に基づき、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。 【変更後】 (2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務に関する計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 【変更前】 (1) 組織は、一次文書、二次文書及び三次文書に基づき、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。 【変更後】 (2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。	記載の適正化 (記載表現の適正化)
10	敦2	第2章 品質保証	第203条	変更前 7.3.2 設計・開発へのインプット (2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反することがないようにする。 7.3.4 設計・開発のレビュー (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。 このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。	7.3.2 設計・開発へのインプット (2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反することがないようにする。 7.3.4 設計・開発のレビュー (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。 このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。	記載の適正化 (変更前の表現に修正)
11	敦1	第2章 品質保証	第3条	変更後 8.2.2 内部監査 (1) 監査部門は、客観的な評価を行う部門として、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要性に応じて、あらかじめ定められた間隔で、内部監査を実施する。 (中略) (6) 監査部門は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限…(中略)…並びに内部監査に係る要求事項を、「内部監査要項」に定め、実施する。	8.2.2 内部監査 (1) 監査部門は、客観的な評価を行う部門として、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要性に応じて、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。 (中略) (6) 監査部門は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限…(中略)…並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要項」に定め、実施する。	記載の適正化 (句読点修正)
12	敦2	第2章 品質保証	第203条	変更前 8.5.3 予防処置 (1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見（PWR事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用…	8.5.3 予防処置 (1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見（PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用…	記載の適正化 (変更前の表現に修正)
13	敦2	第2章 品質保証	第203条	変更前 図203-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係 5.5 責任・権限及びコミュニケーション	図203-1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係 5.5 責任・権限及びコミュニケーション	記載の適正化 (本文と整合)
14	東二/ 敦賀	第2章 品質保証	第3条 第3条 第203条	表 品質マネジメントシステムの文書（別紙参照）		
15	東二/ 敦賀	第2章 品質保証	第5条 第5条 第205条	変更後 (1) 社長は…統括する。また、社長は、発電所長（以下「所長」という。）及び発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより必要な指示を行う。 (中略) (4) 安全室は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は、推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に維持し、及び育成するための活動を推進する。	(1) 社長は、…統括する。また、社長は、発電所長（以下「所長」という。）及び発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に適宜報告を求め、発電所の安全確保を確実にするため、「外部コミュニケーション要項」の定めるところにより必要な指示を行う。 (中略) (4) 安全室は、品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は、推進委員会を所管し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に育成し、及び維持するための活動を推進する。	記載の適正化 (二次文書見直しを反映、用語の記載順序変更)
16	敦1	第3章 保安管理体制及び評価	第5条	変更後 (8) (略) 1. 地域共生・広報室長は、品質マネジメントシステムに関係する地域住民等とのコミュニケーション及び安全文化育成・維持活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。	(8) (略) 1. 地域共生・広報室長は、品質マネジメントシステムに関係する地域住民等とのコミュニケーション活動及び安全文化育成・維持活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。	記載の適正化 (記載脱字の適正化)
17	敦1	第4章 運転管理	第12条の2	変更後 (運転管理業務) 第12条の2 当直長（1号炉担当）及び各マネージャーは、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 (1) 原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。 (a) 運転管理グループマネージャー及び運転支援グループマネージャーは、原子炉施設の運転に必要な監視項目※1を定める。当直長（1号炉担当）は、監視、第13条第1項及び第2項の巡視によって、施設の運転監視を実施し、異常があれば関係する各マネージャーに通知する。 (b) 運転支援グループマネージャーは、運転操作（システム管理を含む）に係る事項を定め、当直長（1号炉担当）はそれを運用する。 (c) 運転支援グループマネージャーは、原子炉施設に係る警報発生時の対応内容を定め、当直長（1号炉担当）はそれを運用する。 (d) 運転支援グループマネージャーは、原子炉施設の異常及び事故発生時の対応内容を定め、当直長（1号炉担当）はそれを運用する。 (2) 当直長（1号炉担当）は、関係する各マネージャーの依頼に基づき、(1)(b)による運転操作（システム管理を含む）を実施する。また、関係する各マネージャーは、当直長（1号炉担当）から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。 (3) 当直長（1号炉担当）は施設運用上の基準を満足している事を確認する。 ※1：運転に必要な監視項目とは、第52条第2項の施設運用上の基準を満足していることを確認するための監視項目等という。	(運転管理業務) 第12条の2 当直長（1号炉担当）及び各マネージャーは、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 (1) 当直長（1号炉担当）、運転管理グループマネージャー及び運転支援グループマネージャーは、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。 (a) 原子炉施設の運転に必要な監視項目※1を定め運用する。 (b) 運転操作（システム管理を含む。）に係る事項を定め運用する。 (c) 原子炉施設に係る警報発生時の対応内容を定め運用する。 (d) 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。 (2) 当直長（1号炉担当）は、第13条第1項及び第2項の巡視によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異常があれば関係する各マネージャーに通知する。 (3) 当直長（1号炉担当）は、関係する各マネージャーの依頼に基づき、運転操作（システム管理を含む。）が必要な場合は、(1)(b)による運転操作（システム管理を含む。）を実施する。また、関係する各マネージャーは、当直長（1号炉担当）から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。 (4) 当直長（1号炉担当）及び各マネージャーは、第3節（第69条から第72条を除く。）各条第2項の施設運用上の基準を満足していることを確認するために原子炉施設確認の計画を定め、実施する。 ※1：運転に必要な監視項目とは、第3節（第69条から第72条を除く。）各条第2項の施設運用上の基準を満足していることを確認するための監視項目等という。	運転炉に合わせた記載表現を適正化 記載の適正化 (“異常”⇒“異状”の反映)

注：東海発電所の補正申請内容は別途提示

No	発電所名	該当条文	対象欄	補正前（赤字：補正候補）	補正案（赤字：補正候補）	補正理由
18	東二	第4章 運転管理	第41条	変更後 (原子炉隔離時冷却系) 第41条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（起動及び高温停止では、原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、原子炉隔離時冷却系※1は、表41-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉隔離時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転管理グループマネージャーは、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。 (2) 発電長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。※2 (中略) ※1：原子炉隔離時冷却系については、原子炉起動時における試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。 ※2：(略)	(原子炉隔離時冷却系) 第41条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（起動及び高温停止では、原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系は、表41-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉隔離時冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 運転管理グループマネージャーは、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電長に通知する。 (2) 発電長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。※1 (中略) ※1：(略)	記載の適正化 (先行認可電力の表現と整合)
19	東二	第4章 運転管理	第74条	変更後 ※1：措置を定めるにあたっては、確率論的リスク評価等を用いて、…	※1：措置を定めるにあたっては、確率論的リスク評価等を用いて、…	記載の適正化 (誤記修正)
20	敦1	第5章 燃料管理	第105条	変更後 (5)使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。	(5)使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること	記載の適正化 (“⇒”こと)
21	東二/ 敦賀	第5章 燃料管理	第86条 第106条 第306条	変更後 3. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。	3. 炉心・燃料グループマネージャーは、発電所内において使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合には、(3)から(6)の適用を除く。	記載の適正化 (“管理区域外に”削除)
22	敦1	第5章 燃料管理	第106条	変更後 6. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するための措置を講じ、検査を実施するグループマネージャー※1は当該措置が講じられていることを確認するために、次の検査を実施する。	6. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するための措置を講じ、検査を実施するグループマネージャー※1は当該措置が講じられていることを確認するため、次の検査を実施する。	記載の適正化 (記載表現の適正化)
23	敦1	第6章 放射性廃棄物管理	第107条	変更後 発電所における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	記載の適正化 (誤記修正)
24	東二/ 敦2	第8章 施設管理	第107条 第328条	変更後 4.施設管理重要度の設定 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。	4.施設管理重要度の設定 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。	記載の適正化 (句読点修正)
25	東二/ 敦1	第8章 施設管理	第107条 第128条	変更後 6.1 点検計画の策定 ※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリスクのため、点検及び工事は別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第107条の4（使用前事業者検査の実施）による使用前事業者検査及び第107条の5（定期事業者検査の実施）による定期事業者検査をいう。（以下、本条において同じ）	6.1 点検計画の策定 ※2：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリスクのため、点検及び工事は別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第107条の4（使用前事業者検査の実施）による使用前事業者検査及び第107条の5（定期事業者検査の実施）による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。	記載の適正化 (句読点の位置修正)
26	東二/ 敦賀	第8章 施設管理	第107条 第128条 第328条	変更後 7. 保全の実施 (1) 組織は、6.で定める保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。 (2) 組織は、原子力施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。	7. 保全の実施 (1) 組織は、6.で定めた保全計画に従って保全を実施する。 (2) 組織は、保全の実施にあつて、第107条の2（設計管理）による設計管理及び第107条の3（作業管理）による作業管理を実施する。	記載の適正化 (表現適正化。「点検・補修等の」削除は敦1のみ) (主語を追記は東二のみ)
27	敦2	第8章 施設管理	第328条	変更後 8.保全の結果の確認・評価 (2) 組織は、原子力施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。	8.保全の結果の確認・評価 (2) 組織は、原子力施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。	用語の修正 (原子力施設⇒原子炉施設)
28	東二/ 敦賀	第8章 施設管理	第107条 第128条 第328条	変更後 8.保全の結果の確認・評価 (2)組織は、原子炉施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定によって検証するため、事業者検査を実施する。 9.不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき改善措置活動に基づき実施する。	8.保全の結果の確認・評価 (2)組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。 9.不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (3) 組織は、(1)及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。	記載の適正化 (先行電力と表現整合。8の変更は敦1のみ)
29	敦2	第8章 施設管理	第328条 の2	変更後 2. (略) (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	2. (略) (4) 設計開発に不可欠なその他の要求事項	記載の適正化 (中点削除)
30	敦2	第8章 施設管理	第328条 の2	変更後 3. 前項における設計には、次条に定める作業管理及び第328条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	3. 本条における設計には、次条に定める作業管理及び第328条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	記載の適正化 (条にかかる表現に修正)
31	敦2	第8章 施設管理	第328条 の4	変更後 4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。	4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。	記載の適正化 (表現の適正化)
32	敦1	第8章 施設管理	第128条 の3	変更後 3.組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。	3.組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視を定期的に行う。	記載の適正化 (廃止措置プラントは“巡視”であることから適正化)
33	敦1	第8章 施設管理	第128条 の4	変更後 2. (略) ※5：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法、その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 (中略) 4. (略) (3)前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者	2. (略) ※5：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 (中略) 4. (略) (3)前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者	記載の適正化 (句読点適正化)
34	敦2	第8章 施設管理	第328条 の5	変更後 4. (略) (2) 検査対象となる設備の工事又は点検の工事の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者	4. (略) (2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者	記載の適正化 (工事の記載不要)
35	敦1	第8章 施設管理	第128条 の5	変更後 2. (略) (1)第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 (中略) ※6：(略) a) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法 4. (略) (1)第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者 (中略) (3)前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者 (中略) 6.各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項として、次の各号を実施する。	2. (略) (1)第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保全担当部門とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 (中略) ※6：(略) a) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法 4. (略) (1)第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の保全担当部門とは別の組織の者 (中略) (3)前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者 (中略) 6.各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。	記載の適正化 (表現の統一)
36	東二/ 敦賀	第11章 記録及び報告	第120条 第141条 第341条	変更後 -	以下の文書を「変更前」の記載に変更 3.品質マネジメントシステムの二次文書 (6)品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項 (9)原子炉主任技術者の選任及び職務要項 (10)作業環境測定管理要項 (19)官庁申請手続取扱要項 (26)組織外所有物管理要項 (27)予備品・貯蔵品取扱要項	二次文書見直しを反映
37	東二/ 敦賀	第11章 記録及び報告	第121条 第142条 第342条	変更前 【変更前】 事故・故障時等対応要項 【変更後】 事故・故障時等対応要項	【変更前】 事故・故障時等対応要項 【変更後】 外部コミュニケーション要項	二次文書見直しを反映
38	敦賀	全般	全般	変更後 (以下、「○○○」という。)	(以下、本編においては「○○○」という。)	記載の適正化（第1,2編の用語の掛かり方を明確化）

別紙 品質マネジメントシステムの文書

補正前					補正後（案）				
-----	--	--	--	--	--------	--	--	--	--

(2) 品管規則が要求する“文書化された手順書”である二次文書

	管理番号	文書名	所管箇所	関連条		管理番号	文書名	所管箇所	関連条	補正理由
8.3	QM共通:8-3-4	是正処置プログラム要項	安全室	第3,107条 ₄	8.3	QM共通:8-3-1	是正処置プログラム 管理 要項	安全室	第3,107条 ₄	記載の適正化 (規程番号の適正化、【敦1】“管理”脱字)
8.5.2				107条の2から5	8.5.2				107条の2から5	
8.5.3					8.5.3					

(3) 二次文書

	管理番号	文書名	所管箇所	関連条		管理番号	文書名	所管箇所	関連条	補正理由
5.5.4	(削除)				5.5.4	QM共通：5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会等運営要項	安全室	第3条	・二次文書見直しを反映（削除としていたが、再整理の結果、変更前と同様に定める）
6.2	(削除)				6.2	QM東Ⅱ：6-2-3	原子炉主任技術者の選任及び職務要項	総務室（本店）	第3,8,9条	
6.1	(削除)				6.1	QM東Ⅱ：7-1-1	施設管理業務要項	発電管理室	第3,107条,107条の2から6	
						QM共通：6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室（本店）	第3条	
7.2.1	(削除)				7.2.1	QM共通：7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室（本店）	第3条	
7.5.4	(削除)				7.5.4	QM共通：7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室		
7.5.5	(削除)				7.5.5	QM共通：7-5-2	予備品・貯藏品取扱要項	経理・資材室 発電管理室		